

田牧人権同和教育集会所の 廃止・無償譲渡について



1 人権同和教育集会所概要

2

(1) 設置目的

人権同和問題の理解と認識を深めるとともに、
地域住民の社会活動を助長するための施設

(2) 実施事業

- ①人権同和問題の理解及び認識を深める事業
- ②地域住民の教養を高め、生活の改善を図る事業
- ③その他設置目的を達成するために必要な事業

【これまで実施してきた事業】

- ・識字学級
- ・解放子ども会活動
- ・同和教育講座、同和教育学級
- ・当事者と地元住民との交流会
- ・人権関係の講座、会議
- ・生徒・児童へ同和問題学習会の講義や場所の提供 など

(3)施設の状況(10施設)

3

集会所名	地区	建築年月
上駒沢人権同和教育集会所	古里	S 48年 3 月
浅川西条人権同和教育集会所	浅川	S 52年 3 月
上町人権同和教育集会所	篠ノ井	S 60年 3 月
篠ノ井人権同和教育集会所	篠ノ井	S 61年12月
上石川人権同和教育集会所	篠ノ井	S 54年 3 月
大室人権同和教育集会所	松代	S 57年 3 月
町川田人権同和教育集会所	若穂	S 53年 3 月
川中島人権同和教育集会所	川中島	S 53年 3 月
田牧人権同和教育集会所	更北	S 61年 3 月
浅野人権同和教育集会所	豊野	S 48年 3 月

○公共施設個別施設計画により6施設を廃止し、現在10施設
○管理運営は、地元の区長等で構成する「人権同和教育集会所運営委員会」に委託している。

2 公共施設個別施設計画の方針

	内 容
機能の方向性	廃止
建物の対策	解体・譲渡等
方針	現状のまま地元は無償譲渡する方向で意向確認し、譲渡できなければ廃止(解体)する。

【これまでの人権同和教育集会所の動き】

- 令和3年6月30日 松代、金井山、豊野を廃止
- 令和4年3月31日 綿内を廃止
- 令和4年12月31日 篠ノ井中央、綱島を廃止

3 田牧人権同和教育集会所の概要

田牧人権同和教育集会所

施設概要

- 所在地
長野市稲里町田牧967番地1、969番地2
- 建物
建築年月：昭和61年3月（築38年）
構造：木造平家建
延床面積：103.09m²
室数：会議室1、学習室1
調理室1
- 土地
集会所用地として昭和59年に
地元から市に寄附
県単補助事業により建設



4 田牧人權同和教育集会所の廃止について

これまでの経緯

地元で検討を行い、市から建物の無償譲渡を受けることを決定。

●令和6年4月

- ・広田区から建物の無償譲渡の依頼
- ・運営委員会から活動停止(11月～)に関する報告



今後の対応

地域において一定の役割を果たしたものと判断し、廃止する。

廃止後は、市有財産条例第3条第1号の規定により、建物を広田区へ無償譲渡(譲与)する。

(参考)長野市市有財産条例(抜粋)

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第3条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に譲渡するとき。

5 田牧人権同和集会所の今後について

年 月	内 容
令和6年7月	・部長会議 ・教育委員会定例会
8月	・政策説明会
9月	・9月議会に「長野市人権同和教育集会所の設置及び管理に関する条例」の一部改正案の提出
11月	・広田区へ建物を無償譲渡予定